

登録・認定機関としての業務内容について

平成 28 年 6 月 28 日 (JWRC)

1 . 登録・認定機関としての体制

- 平成 5 年 4 月 1 日、種の保存法の施行と同時に同法に基づいて、環境庁長官（当時）の「指定登録機関」となり、登録関係事務を開始。
- 平成 7 年 6 月 28 日、改正された種の保存法に基づき、環境庁長官及び通商産業大臣（当時）の「指定認定機関」となり、認定関係事務を開始。
- 平成 15 年 7 月 20 日の法改正にともない、登録関係事務が登録制となる。平成 16 年 1 月 20 日付で環境大臣から「登録機関」、環境大臣及び経済産業大臣から「認定機関」として登録される。
- 6 月 27 日現在、登録業務に携わっているのは、職員 3 名とアルバイト 1 名。
- 2 名が個体の器官と器官の加工品を担当し、1 名が個体と個体の加工品を担当する。また、個体の器官を担当しているものは、認定の担当を兼任している。発送用封筒の作成や申請書類などの郵便物の仕分けと入力、届出などの入力作業をアルバイトが担当。
- 対応時間は、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く平日の 10 時から 17 時まで。

2 . 主な登録の対象

区分	登録要件	主な種、分類群
個体の登録	本邦内繁殖	ビルマホシガメ、ハミルトンクサガメなど
	規制適用前取得	ビルマホシガメなど
	輸入	アジアアロワナ、オウム目など
個体の加工品の登録	規制適用前取得	ネコ科、ウミガメ科など
個体の器官の登録	規制適用前取得	アフリカゾウなど
	輸入	ビクーナなど
個体の器官の加工品の登録	輸入	ベンガルヤマネコ、ビクーナなど

3 . 登録申請の実際の流れについて

(1) 本邦内繁殖（すべて個体）

登録された両親から繁殖した個体のみが登録可。

必要書類として、次の書類を案内して提出させる

- 1 : 登録申請書（登録対象の個体等の情報を記入）
- 2 : 登録個体の写真。複数個体をまとめて申請する場合は、全個体の集合写真。
また、繁殖の証拠となる写真。
- 3 : 登録個体の両親の写真。また、繁殖の証拠となる写真

4：繁殖証明書（繁殖の経緯を時系列に沿って記入した書類）

5：両親の登録票の写し

担当者による提出書類の確認と専門家による確認。不備や内容に疑義があった場合は、その部分の修正及び新たに説明を追記し、再提出してもらう。

不備がなければ接受し、手数料振り込みの案内を行い、振り込みが確認された後、稟議を起案し、決裁を受ける

登録簿に記録（登録票の交付日、登録記号番号）を行ったのち、登録票の印刷及び交付（発送）する

（2）規制適用前取得（個体、個体の加工品、器官：剥製・敷皮、象牙等）

個体及び個体の加工品では登録対象種、器官では本物しか登録申請できない旨を伝え、種の確認、真贋の確定は申請者自身で実施してから改めて連絡するように伝える。

合法的に取得（入手時期）されているかを確認し、申請者自身による申請であるかを確認し、共に合致した場合のみ申請を進める。

必要書類として、次の書類を案内して提出させる。

1：登録申請書（登録対象の個体等の情報を記入）

2：登録個体等の写真

3：取得経緯の自己申告書（何時、何処で、何を、何個、誰からの入手か、取得状況等の具体的な情報を記述した書類）

4：取得の経緯について裏付けとなる書類（通関書類等、原則として公的機関が発効した書類）

担当者による提出書類の確認。個体及び個体の加工品については専門家による確認。不備や内容に疑義があった場合は、その部分の修正及び新たに説明を追記し、再提出してもらう。

書類の接受以下登録票の交付までは本邦内繁殖と同様の手順。

（3）輸入（個体、個体の器官の加工品）

必要書類として、次の書類を案内して提出させる。

1：登録申請書（登録対象の個体等の情報を記入）

2：登録個体等の写真魚上綱をのぞき、複数個体をまとめて申請する場合は、全個体の集合写真。

3：適正に輸入したことを証明する書類（輸入許可通知書、原産国の輸出許可書もしくは再輸出国の再輸出許可書等、輸入（承認・割当申請書」の表裏両面（付属書のみ、必須）、輸入（納税）申告書）

担当者による提出書類の確認と専門家による確認。不備や内容に疑義があった場合は、その部分の修正及び新たに説明を追記し、再提出してもらう。

書類の接受以下登録票の交付までは本邦内繁殖と同様の手順。

- 本邦内繁殖に関する登録申請は、申請者より連絡を受けてから最低4～5回電話等のやり取りが行われ、申請者からの第一報から登録票交付まで1～2ヶ月ほど期間を要す。
- 規制適用前取得に関する登録申請は、申請者より連絡を受けてから最低4～5回電話等のやり取りが行われ、申請者からの第一報から登録票交付まで1ヶ月ほど期間を要す。
- 輸入に関する登録申請は、申請者より連絡を受けてから最低1～3回電話等のやり取りが行われ、申請者からの第一報から登録票交付まで1～2週間ほど期間を要す。

4. 登録票に有効期間を設け更新制とした場合の課題

- 登録個体等を確実に個体識別し、登録票と対応させない限り、登録票に有効期限を設け、更新制した運用変更が機能してこない。個体識別がされていない限り、登録個体等のすり替えが可能であると思われるため。
- 更新制が導入された場合、登録申請についても変更が必要となる。すなわち、登録申請を行っている個体等について、個体識別されていることを証明する書類が新たに必要となる。
- 登録個体等の個体識別がなされ、更新制が導入された場合、更新申請は、現行の書換交付申請（申請書、写真、旧登録票）と同等の手続きで対応することが想定される。異なる点としては、更新申請を行う登録票とその対象となる個体等が同一であることを証明する書類が必要となる点と考えられる。
- 更新申請を行う登録票とその対象となる個体等が同一であることを証明する書類について、慎重な検討が必要と思われる。
- マイクロチップでの個体識別の場合、簡易であれば申請者自身によるリーダー画面と当該個体の映り込んだ写真。ただし、過去の個体で写した写真を大量に所持してすり替えなどの不正が行われる可能性も考えられる。
- 第三者機関（動物病院など）による読み取りと証明書の発行が可能となれば、すり替えなどは難しくなることが考えられる。ただし、証明書の発行手数料など申請手数料以外の出費を申請者に負担させることとなり反発が予想される。

5. 個体等の識別に関する登録対象別の課題

(1) アジアアロワナ

- 本種は登録数が非常に多いため、登録票に有効期限（更新制）とした場合、事務処理が大変困難になると考えられる。
- 個体識別について、原産国から輸出する場合はマイクロチップを入れ、輸出前の確認と輸出承認書にマイクロチップ番号を添付することが義務づけられている。ただし、複数存在する規格は任意で、埋め込み位置も決まっていない。

- ・ 過去に登録票にマイクロチップ番号を記載した時期もあったが、個体と登録票のマイクロチップ番号の不一致についての相談が多数あって混乱したため記載することを取りやめたという経緯がある。

(2) 鳥類

- ・ 輸入個体については、閉じられた金属製の足輪がつけられていることが多いが、足輪の番号がユニークであるのか、同様の足輪が特殊なもので一般的には手に入れにくいものであるのかは不明。この不明点が解消できれば、個体識別に利用できる可能性が高い。
- ・ 国内繁殖個体や規制前取得個体については、足輪が無いことが想定される。専用の足輪（取り外して、新たに装着することが不可）を導入した場合、装着不可能なリングの開発と取り付け、取り付けたことを証明してくれる機関などの整備が必要となることが考えられる。
- ・ 装着する足輪については、取り外して再装着することが不可能である機能のほか、嘴を閉じる力の強いオウム類によって破壊されない強度が必要と考えられる。また、脚部が短く足輪の装着が難しいと考えられるペンギン類については足輪以外の個体識別の方法を考える必要がある。

(3) スローリス属

- ・ 個体識別用のマイクロチップの導入については、個体への負担（特に本邦内繁殖個体である幼獣など）や金額などの理由から業者や飼養者からの反発が予想される。
- ・ マイクロチップを登録個体に挿入するにあたって、確実に登録個体に挿入されているか確認するため、第三者機関（動物病院など）による挿入とその証明書の発行などが必要と考えられる。申請者自身の申告制とした場合、挿入しないまま登録申請を行うといった不正が行われる可能性も考えられる。
- ・ 写真による個体の違いを判別することが困難な種類である。そのため、死亡したマイクロチップ入りの個体からマイクロチップを抜き出し、新たな個体へ挿入するなどの不正が行われる可能性も考えられる。
- ・ 幼獣へのマイクロチップの導入が可能なのかについて、検討が必要と思われる。

(4) リクガメなど

- ・ 甲羅に模様のある種類では、模様による個体識別はある程度可能。ただし、本邦内繁殖個体で、幼体で登録された個体の場合、成長することによって模様が変わってしまうこともあるため確実な個体識別方法であるとは言い切れない。
- ・ マイクロチップの導入による識別方法も考えられるが、本邦内繁殖個体の幼体に埋め込むことが可能なのか検討が必要と思われる。
- ・ マイクロチップを登録個体に挿入するにあたって、確実に登録個体に挿入されているか確認するため、第三者機関（動物病院など）による挿入とその証明書

の発行などが必要と考えられる。申請者自身の申告制とした場合、挿入しないまま登録し、申請を行うといった不正が行われる可能性も考えられる。

- ・ スローロリス属よりは体サイズや甲羅の模様など複数の情報が得られるため不正は難しいと考えられるものの、死亡したマイクロチップ入りの個体からマイクロチップを抜き出し、新たな個体へ挿入するなどの不正が行われる可能性も考えられる。

(5) 剥製、敷皮

- ・ マイクロチップやイヤータグなどによる識別が考えられるものの、登録対象が生体ではないため、別個体等への付け替えなどの不正が行われる可能性が考えられる。
- ・ マイクロチップの挿入や再設置不可能な専用イヤータグの開発、取り付けと取り付けたことを証明してくれる機関などの整備が必要となることが考えられる。

(6) 象牙

- ・ 国内に内在している数が非常に多く、申請の問い合わせが非常に多い(100~150本/月)。連日、対応時間中の7~8割は象牙に関する問い合わせ。
- ・ 刻印は所有者の許可が得にくいこと、申請者の金銭的負担が大きいこと、刻印をするための新たな機関、場所などが必要となることなど課題が多い。簡易のシール(一度剥がすとマークが浮かび上がり、再利用できない)や消えにくいインクによるマークなどは、磨き牙など表面が滑らかな牙には使用可能であるが、原木など凹凸のある牙には対応できず、耐久性も弱い。また、刻印と同様新たな機関、場所などが必要となることなど課題が多いと思われる。

(7) 毛皮や衣類(ベンガルヤマネコ、ビクーナ)

- ・ 高級衣類として業者による輸入と登録申請がほとんど。業者の同意が得られれば業者毎のナンバー入りのタグの付記とそのタグ番号を登録票に記載して個体識別を行うといった対応が考えられる。
- ・ 古くから個人が所有していたものの登録申請についての対応が難しい。ただし、申請自体は多くはない。
- ・ 上記と同様、申請は多くないが、国内の個人業者などによる既存の毛皮(敷皮)から複数のカバンを作成したものの申請などの対応をどうするか。特殊なもののため、複数の写真から識別可能であることも考えられる。